

公益社団法人全日本トラック協会 令和3年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業 実施要領

（事業の趣旨）

第1条 公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対する健康管理等を通じて、健康起因事故防止及び労働災害事故防止を図ることを目的として、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「福ト協」という）の会員事業所（以下「会員」という）に在籍するトラックドライバーのSASスクリーニング検査実施に対する支援を行う。

（助成内容）

第2条 会員が、在籍する正社員のトラックドライバーに対し、第3条に定める検査・医療機関において、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに、次の（1）及び（2）の項目のSASスクリーニング検査を合わせて受診させた場合、1人当たり検査費用の半額を助成し、2,500円を限度とする。

ただし、会員の保有車両台数（前年度2月末の会費の車両割りの台数）の1.2倍（小数点以下切捨て）の人数を助成限度とし、前年度3月1日以降に入会した会員は入会時の車両割りの台数の1.2倍（小数点以下切捨て）の人数を限度とする。

- （1）第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- （2）第2次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）

（指定検査・医療機関）

第3条 助成対象検査・医療機関は次の通りとする。

- （1）NPO法人睡眠健康研究所
- （2）NPO法人ヘルスケアネットワーク
- （3）一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター
- （4）県ト協が指定する別紙の検査医療機関

（申請受付等）

第4条 スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】（以下「事前申込書」という）の申請受付は、令和3年12月末日までとする。

ただし、事前申込書を先着順に受け付けることとし、期間内であっても全ト協が定める予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

（助成適否の事前確認）

第5条 会員は、助成適用の適否について、事前に福ト協の確認を受けなければならない。

（検査の予約と申込み）

第6条 前条の確認を受けた会員は、事前申込書を福ト協に提出するものとする。

- 2 事前申込書を提出した会員は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第7条 会員及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】」（以下「申込書兼委任状」という）に署名・捺印し、会員は、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを保管するものとする。

2 会員は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。

3 会員は、申込書兼委任状の取り扱いについて、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失等がないよう充分注意しなければならない。

(助成金の交付請求)

第8条 会員は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】」（以下「実績報告書」という）に、指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付して、令和4年2月末日までに福ト協に提出するものとする。

2 福ト協は、受理した実績報告書により全ト協に対して助成金の交付請求を行い、全ト協より交付された助成金を当該会員に交付するものとする。

(検査の結果報告)

第9条 会員は、検査終了後、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答し、検査結果等を報告すること。

(助成金の返還)

第10条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、福ト協を通じて会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) 本実施要領その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他)

第11条 会員は、本実施要領に定める助成とともに、福ト協が定める「令和元年度突発性運転不能障害疾患予防対策助成事業要綱」によるSASスクリーニング検査助成を受ける場合は、本要綱に定める申請とともに、別途所要の申請を行わなければならない。

2 本要綱に記載の無い事項については、全ト協と福ト協が協議し対処する。

[附則] 本実施要領は、全ト協が定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成制度交付要綱」に基づき、福ト協が定め、令和3年4月1日より適用する。